

医療費助成制度のご案内

～20歳を迎える小児慢性特定疾病医療受給者のみなさまへ～

小児慢性特定疾病医療受給者証は、20歳誕生日の前日で有効期間が満了となります。

20歳以降は、他の医療費助成制度で助成を受けられる場合がありますが、助成の内容や認定基準等が異なるため、それぞれ申請して認定を受ける必要があります。

詳しくは、広島県ホームページ（⇒裏面）等をご確認の上、主治医とご相談ください。

※ 特定医療費（指定難病）医療費助成制度と先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の概要は次のとおりです。

特定医療費（指定難病）医療費助成制度

【対象疾病】

341 疾病 ※詳細は、難病情報センターホームページ（⇒裏面）を参照。

【対象者】

次の1、2の両方の要件を満たす方が対象となります。

- 1 指定難病に罹患している方（国の定めた「診断基準」を満たす方）
- 2 次のいずれかに該当する方
 - a 病状が一定の基準を満たす方（国の定めた「重症度分類」を満たす方）
 - b 上記aには該当しないが、「軽症高額」に該当する方

《軽症高額の基準》

重症度分類は満たさないが、指定難病に係る医療費総額（10割）が33,330円を超える月が、申請日の属する月を含む12か月以内に3回以上ある方（小児慢性特定疾病の医療費を含む）

【申請方法】

次の順に申請を行ってください。 ※詳細は、広島県ホームページ（⇒裏面）を参照。

難病指定医に「臨床調査個人票
（診断書）」の作成を依頼

申請に必要な書類準備
及び申請書の記入

お住いの市町を担当する
保健所（⇒裏面）へ提出

※審査の結果、対象者と認定された場合の有効期間開始日は、「臨床調査個人票に記載された診断年月日」と「保健所が申請書を受理した日のひと月前（やむをえない理由がある場合のみ3か月前）の同日」、を比べて後の日となります。

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

【対象疾病】

12 疾病（血友病A、血友病B、フォン・ヴィルブランド病等の血液凝固因子障害）

【対象者】

対象疾病に罹患している20歳以上の方

【申請方法について】

次の(1)～(4)の書類を揃えて、広島県疾病対策課（⇒裏面）へ提出してください。

- (1) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書（広島県公式ホームページ（⇒裏面）に掲載）
- (2) 医師の診断書（任意様式）
- (3) 住民票の写し
- (4) 特定療養受療証のコピー（血友病A、血友病Bの方のみ）

※申請書類を提出した日（郵送は、疾病対策課へ到達した日）が、受給者証の有効期間開始日となります。

申請書等の提出先・お問い合わせ先

特定医療費（指定難病）医療費助成制度		
お住いの市町	提出先	所在地 / 電話
大竹市、廿日市市	西部厚生環境事務所・保健所 （保健課）	〒738-0004 廿日市市桜尾 2 丁目 2-68 Tel (0829) 32-1181
安芸高田市、府中町、 海田町、熊野町、坂町、 安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所・保健所 広島支所（保健課）	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 広島県農林庁舎 1F Tel (082) 513-5526
呉市	呉市保健所（地域保健課） ※各保健出張所等でも受け付けます。	〒737-0041 呉市和庄 1 丁目 2-13 Tel (0823) 25-3525
江田島市	西部厚生環境事務所・保健所 呉支所（厚生保健課）	〒737-0811 呉市西中央 1 丁目 3-25 Tel (0823) 22-5400
竹原市、東広島市、 大崎上島町	西部東厚生環境事務所・保健所 （保健課）	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 Tel (082) 422-6911
三原市、尾道市、 世羅町	東部厚生環境事務所・保健所 （保健課）	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 Tel (0848) 25-2011
福山市	福山市保健所（保健予防課） ※各支所（保健福祉課）でも受け付けます。	〒720-8512 福山市三吉町南 2 丁目 11-22 Tel (084) 928-1127
府中市、神石高原町	東部厚生環境事務所・保健所 福山支所（保健課）	〒720-8511 福山市三吉町 1 丁目 1-1 Tel (084) 921-1311
三次市、庄原市	北部厚生環境事務所・保健所 （保健課）	〒728-0013 三次市十日市東 4 丁目 6-1 Tel (0824) 63-5181
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業		
広島県健康福祉局 疾病対策課 疾病対策グループ		〒730-8511 広島市中区基町 10-52 Tel (082) 513-3070

広島県ホームページ

【健康・福祉・子育て＞疾病対策課＞難病対策】

- ・特定医療費（指定難病）助成制度及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する各種申請様式及び詳細を掲載しています。

広島県 難病



スマートフォンの方はこちら▶

難病情報センター

- ・特定医療費（指定難病）助成制度の対象疾病及び臨床調査個人票については、こちらを参照してください。

難病情報センター



スマートフォンの方はこちら▶